

第26回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

主要な営業所

使用人の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

트레이ダーズホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 主要な営業所（2025年3月31日現在）

当社	本社：東京都渋谷区
トレーダーズ証券株式会社	本社：東京都渋谷区
株式会社FleGrowth	本社：東京都渋谷区

2. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
金融商品取引事業	71名	8名増
システム開発・システムコンサルティング事業	189名	2名増
全社（共通）	18名	7名減
合計	278名	3名増

(注) 1. 使用人の数は、海外の現地採用者を含む就業人員を記載しております。また、臨時従業員は含まれておりません。なお、臨時従業員については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	7名減	43.4歳	6.3年

(注) 1. 使用人の数には、臨時従業員3名（前事業年度比1名減）は含まれておりません。

2. 使用人の数が前事業年度末と比べて7名減少したのは、主に自己都合退職による減少によるものであります。

3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 HLB Meisei有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
3. 当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「顧客資産の分別管理及び区分管理に関する検証業務」等を委託し、その対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (a) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することといたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。
- (b) 監査等委員会が、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分の理由で、解任に値すると判断する場合、及び不再任が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の視点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制

2025年3月31日現在における、当社の取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制」の内容は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、「トレーダーズグループ・コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンスの基本方針」、「倫理コード」等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査等委員である取締役は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
- (5) 取締役及び外部有識者を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的を開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
- (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
- (7) 社内外の通報窓口（法律事務所、当社総務部及び常勤監査等委員）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 保存書類は、取締役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
- (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会及びシステムリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
- (3) 当社及び事業子会社は、災害、事故、システム障害等の不測の事態や重大な事態の発生に備え、企業防衛や事業継続の観点から適切な危機管理活動を行うための「コンティンジェンシー・プラン」を定める。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の取締役は、月次で定例開催する当社取締役会、及び定例で開催する常務会・経営会議等において子会社及び関係会社（以下「子会社等」と言う。）の代表取締役等より報告を受け、子会社等の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
 - (2) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社は経営会議において子会社等から報告を受け、当社グループの管理を行う。
 - (3) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社等の内部監査を実施する。
 - (4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び当該使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (2) 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - (3) 監査等委員は、監査等委員会の補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
 - (4) 監査等委員は、監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。

7. 監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 子会社においては、前2項の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）が監査等委員会に報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
 - (3) 子会社においては、第1項の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 「監査等委員会規則」に従い、監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、決議することができる。
 - (2) 監査等委員は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、代表取締役と相互の意思疎通を図り、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合を持つものとする。
 - (2) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (3) 監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前の協議を行う。また、内部監査部門は、監査結果等について定期的に監査等委員会に報告し、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
 - (4) 監査等委員は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。また、監査等委員会は、内部監査部門や、子会社の監査役、子会社の監査・検査の各部門と定期的に情報交換を行い、連携を強化する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役が、月次で定例開催する当社取締役会、及び定例で開催する常務会や経営会議において子会社及び関係会社の代表取締役等より報告を受け、子会社等の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図り、業務執行が適正に行われているか監督するとともに、各連結子会社の重要事項の決定については当社で事前承認を行っております。また、「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社は経営会議において子会社等から報告を受けています。また、財務報告の信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、当社グループにおける内部統制の有効性の評価を実施しており、その経過及び結果を取締役に報告しています。

2. コンプライアンス体制

当社ではグループ全体で適用する「トレーダーズグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループとしてのコンプライアンス体制の維持・強化のために、全役職員が遵守しなければならない基本原則を定め、各社内に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関する社内研修を定期的実施しています。

また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、当該通報者（利用者）が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報ならびに違反行為の発覚時には、迅速かつ適切に対応して違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い、再発防止策を講じることとしています。

さらに、顧問弁護士、取締役及び監査等委員が参加するコーポレートガバナンス委員会を定期的に開催し、外部有識者との情報交換や研修、また、直近の企業統治に関わる課題等に関する意見交換や協議を行っています。

3. 情報保存管理体制

「文書管理規程」の定めに基づき、当社及び子会社における重要な会議体の議事録等を含む重要文書を適切に保管し、当社の取締役、監査等委員会及び内部監査部門が必要に応じて、重要文書を閲覧できる状況を整備しています。

また、システム子会社が、当社及び子会社の情報セキュリティ管理を一元的に行っている他、金融子会社では、定期的にシステムリスク管理委員会を開催することで、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めています。

4. 取締役及び使用人の職務執行体制

当事業年度において取締役会を20回開催し、重要事項に関する審議・決議を行ったほか、主要部門及び各子会社の業務執行状況について報告が行われています。

また、「稟議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に各部門の業務分掌や決裁基準を定め、効率的かつ適切な職務執行体制を維持しています。

5. 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を10回開催し、監査体制の状況に関して情報共有・意見交換を行っています。また、常勤監査等委員は、当社及び子会社の取締役及び主要部門長に対して定期的に業務執行の状況を確認するとともに、当社グループにおける全ての会議体に参加し、かつ内部監査部門及び会計監査人とも連携することで、実効性のある監査体制を構築しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する方針や、いわゆる同意なき買収への対抗措置等について、取締役会等の会議体での決議はしておりません。

しかし、当社グループのリテール向け金融デリバティブ取引の事業は、一部の他社にとってはプレミアムが高い可能性があり、企業価値を損ない、株主利益を毀損する同意なき買収提案等が行われる可能性を完全に否定することはできません。

したがって、当社は、平時の経営対策として、株主構成を安定化すること、当社と相乗効果を発揮し得る企業との提携を図ること、IR活動を強化して当社方針に対する投資家の理解を得ること、並びに利益と純資産を向上させて株価を高め、時価総額の増加を図ること等を目指し、これらに取り組んでおります。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,564	961	12,386	△921	13,991
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△775		△775
親会社株主に帰属する当期純利益			4,547		4,547
自己株式の取得				△703	△703
自己株式の処分		51		114	165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	51	3,771	△588	3,233
当連結会計年度末残高	1,564	1,012	16,157	△1,509	17,225

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	78	78	49	0	14,121
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△775
親会社株主に帰属する当期純利益					4,547
自己株式の取得					△703
自己株式の処分					165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△14	△14	73	2	60
当連結会計年度変動額合計	△14	△14	73	2	3,294
当連結会計年度末残高	63	63	123	3	17,415

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

트레이ダーズ証券株式会社

株式会社FleGrowth

耐科斯托普軟件（大連）有限公司

Nextop Co., Ltd

트레이ダーズFintech1号投資事業有限責任組合

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、耐科斯托普軟件（大連）有限公司及びNextop Co., Ltdの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類で連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

ハ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

国内連結子会社の一部は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（金融商品取引事業）

イ 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を算定し、評価損益相当額を連結貸借対照表上の外国為替受入証拠金（負債）に計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の預託金勘定に計上しております。

ロ カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティー毎に合算し損益を相殺して算出し、評価損益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

（システム開発・システムコンサルティング事業）

主な履行義務は、システム開発、システム使用許諾、システム運用保守などであります。

システム開発については、顧客とのシステム開発契約に基づき、ソフトウェアなどの財又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該財又はサービスを顧客へ引き渡し検収が完了した一時点において、顧客が製品の支配を獲得することで履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を計上しております。

システム使用許諾については、顧客とのシステム及びサービス提供契約に基づき、アプリケーションの使用権を一定の期間にわたり提供する履行義務を負っており、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

システム運用保守については、顧客とのシステム運用保守契約に基づき、一定の期間にわたり運用保守サービスを提供する履行義務を負っており、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

⑥ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部に

における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑧ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「仕掛品」(当連結会計年度は、0百万円)及び「長期立替金」(当連結会計年度は、16百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、それぞれ流動資産の「その他」及び投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は1百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	156百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び国内連結子会社(以下、「連結グループ」といいます。)はグループ通算税制度を適用しております。このため繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、連結グループでの将来の連結課税所得を見積り、連結グループでの企業分類の判定を行い繰延税金資産の回収可能性を検討しております。将来の連結課税所得の見積りに関しては、取締役会で承認された連結予算を基に見積りを行い、繰延税金資産の回収可能性については、連結グループの翌期の連結課税所得の見積りに基づいてスケジューリングを行い、回収可能と判断した金額を繰延税金資産に計上しております。

回収可能性の判断に用いた連結課税所得の見積りは連結予算を基に作成しているため、事業環境の急激な変化などにより実績と予算とが大きく異なる場合は、連結グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社取締役会において決定したサクセッションプラン（後継者計画）に基づき、2024年6月に代表取締役を2名体制としたことに伴い、当連結会計年度において、譲渡制限付株式報酬の費用処理期間について、前提となる支給対象取締役の見込み平均在任期間及び譲渡制限解除までの想定期間等について見直しを行うこととし、将来にわたり変更しております。

これにより、従来処理方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ360百万円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 245百万円

(2) 財務制限条項

当社連結子会社であるトレイダーズ証券株式会社が締結した当座貸越契約のうち取引銀行1行との契約については、以下の財務制限条項が付されております。

- ①2025年3月期以降、決算時点の損益計算書における経常利益を2期連続損失としない。
- ②2025年3月期以降、決算時点の貸借対照表における純資産の部を2024年3月期及び直前期のいずれか高い方の75%以上とする。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,538,647株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	446百万円	16円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月16日 取締役会	普通株式	329百万円	12円	2024年9月30日	2024年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	545百万円	20円	2025年3月31日	2025年6月26日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、中核子会社トレーダーズ証券において、主として金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引（通貨関連店頭デリバティブ取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引）を行っております。店頭デリバティブ取引は、顧客とトレーダーズ証券との相対取引であります。顧客に対するトレーダーズ証券のポジションのリスクをヘッジするために、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、店頭デリバティブ取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、当社固有の資産と区分して信託銀行及び信託会社に預託（預託金）しております。これら預託された信託財産は、主に銀行預金、国債を中心とした債券又は、有担保コール貸付等により運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、顧客からの預り金等を信託銀行及び信託会社へ預託した顧客分別金信託、区分管理信託、カウンターパーティー（カバー先）である金融機関に差し入れた短期差入保証金が主なものとなります。短期差入保証金は、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 全般的リスク管理体制

当社グループにおける信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについての管理体制等は、当該リスクの発生確率及び重要度が高いトレーダーズ証券を中心に行われています。トレーダーズ証券はリスク管理規程において明確化すると共に、現状把握やリスク管理の方策、手続き及び手法の評価等についてはリスク管理委員会を月次で開催し、報告・審議・決議を行っております。リスク管理委員会の内容については、翌月の取締役会において報告をしております。金融商品取引法に基づきそのリスク相当額および自己資本規制比率を定量的に管理しており、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

b. 自己資本規制比率の管理

自己資本規制比率は金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標であり、「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」）第179条第6項」の規定に従い、日々算出し適切に把握しております。

自己資本規制比率とは、自己資本から固定的な資産を控除した「固定化されていない自己資本の額」を諸事情により発生し得る危険に対応する「リスク相当額」で除して算出する指標です。「固定化されていない自己資本」の算定について、基本的項目は府令第176条第1項第1号から第6号に定める各項目に該当する数値を、補完的項目は府令第176条第1項第7号に規定する額の合計額が基本的項目の額に達するまでの額を、控除資産は府令第177条に規定する各々の額をそれぞれ経理部が日々の日計表をもとに算定し、「リスク相当額」の算定については、府令第178条に規定するリスク項目に関し担当する部署が算定を行います。経理部は算定されたそれらの数値を基礎的資料とし、金融庁告示に基づき自己資本規制比率を毎営業日算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告を行い、リスク管理部はリスク管理委員会及び取締役会に対して毎月報告しております。

・市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

トレーダーズ証券では店頭デリバティブ取引においてプロップ取引は行いません。店頭デリバティブ取引における取引は、リスク管理規程に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理しております。市場リスク相当額については、リスク管理部にて日々モニタリング管理を行い、全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

・取引先リスクの管理

トレーダーズ証券では、店頭デリバティブ取引においては、カバー取引の為にカウンターパーティーとの相対取引を行い保証金を差し入れております。したがって、取引先カウンターパーティー等の選定については、その財務状況、格付け等の評価等を十分勘案しております。さらに毎月、当該金融機関の株価情報及び各付け情報等によりモニタ

リングを行っており、定期的に財務情報等も入手しております。また、取引先リスク相当額は経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

・基礎的リスクの管理

トレーダーズ証券では、金融庁告示に定める方法により算出した基礎的リスク相当額をモニタリングすることにより管理し、リスク管理部長はモニタリング結果をリスク管理担当役員、代表取締役へ報告のうえ、月次リスク管理委員会にて、営業費用の抑制等リスク管理方法に関し適宜検討を行っております。

c. システムリスクの管理

トレーダーズ証券では、システム管理部門において、システムリスクの管理状況のモニタリング及び評価を行い、システムリスク管理委員会規程に基づき、システムリスク管理委員会にてシステムリスク管理の改善強化を図っております。

d. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社財務部及びトレーダーズ証券経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持しております。トレーダーズ証券の流動性リスクについては、逐次リスク管理担当役員に報告を行い、銀行借入等による資金調達が必要な場合には、取締役会決議又は稟議による決裁に基づき、実施することとしております。日々の資金繰りの状況は、経理部から全取締役、内部管理統括責任者に対して毎営業日報告をしております。

e. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

立替発生の防止及び発生時の処理などについては社内規程・ガイドラインを定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、立替金の状況については毎月、取締役会において全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

f. 「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づく決済リスク管理強化に向けた対応

トレーダーズ証券では、2019年10月より顧客および取引先に対して、当社のリスク情報を提供するため「店頭FX取引に係るリスク情報」の開示を実施しております。リスク管理部にて月末最終営業日の定点における、未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率を計測し、その計測結果は当社ホームページにて速やかに公表するとともに、リスク管理委員会において全取締役、内部管理統括責任者と情報を共有することにより、リスク管理態勢の維持・強化を図っております。

また、2020年1月より「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4」に基づく、ストレステストを実施しております。外国為替相場等の過去の相場変動率から算出した最大想定損失額に対するトレーダーズ証券の自己資本の充足度を毎営業日、リスク管理部が計測し、全取締役および内部管理統括責任者への報告を通じて、経営の健全性を確保するための措置を講じております。

さらに、2021年4月からは「取引データ保存・報告制度」への対応を開始し、日々の取引データ（約定・注文データ、顧客に提示した価格等）を毎営業日、金融先物取引業協会に報告することを通じて、取引の透明性を高め、決済リスクの管理に繋げております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	156	153	△2
負債計	156	153	△2
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	19,501	19,501	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*2) 「現金及び預金」「預託金」「トレーディング商品」「短期差入保証金」「預り金」「受入保証金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	316

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,121	—	—	—
預託金	101,921	—	—	—
短期差入保証金	8,484	—	—	—
計	122,527	—	—	—

(*) 長期立替金は回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(注) 2. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	971	—	—	—	—	—
長期借入金	88	32	28	5	—	—
計	1,060	32	28	5	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価値により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ				
通貨関連	—	20,476	—	20,476
暗号資産関連	—	24	—	24
資産計	—	20,501	—	20,501
デリバティブ				
通貨関連	—	966	—	966
暗号資産関連	—	34	—	34
負債計	—	1,000	—	1,000

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年以内返済予定の長期借入金	—	88	—	88
長期借入金	—	64	—	64
負債計	—	153	—	153

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

カバー先金融機関等が提示するレートに基づき、市場価格等勘案して当社にて生成した価格で評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	金融商品取引 事業	システム開発・ システム コンサルティング 事業	
受入手数料	74	—	74
システム関連収益	—	127	127
顧客との契約から生じる収益	74	127	201
トレーディング損益	13,210	—	13,210
金融収益	17	—	17
その他の収益	13,227	—	13,227
外部顧客に対する営業収益	13,301	127	13,429

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 634円27銭

(2) 1株当たり当期純利益 164円58銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、人的資本経営を推進すべく、当社グループの役職員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

- ① 新株予約権の発行日
2025年5月8日
- ② 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社従業員並びに子会社取締役及び従業員 46名 1,346個
- ③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 134,600株 (新株予約権1個につき100株)
- ④ 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される払込金額
1株につき836円
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間
自 2027年4月18日 至 2035年4月17日
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額(資本金等増加限度額)として会社計算規則第17条に定める額の2分の1の額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を定期賃貸借契約期間の4年9カ月と見積もっております。

また、当社連結子会社の株式会社FleGrowthの開発・運用センターが入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。

なお、いずれも資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は118百万円であります。

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
事業用資産	長期前払費用	1百万円

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が見込めない長期前払費用について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値を零として測定しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							新株予約権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計 合		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	1,564	558	404	963	2,050	△921	3,656	49	3,706
当期変動額									
剰余金の配当					△775		△775		△775
当期純利益					1,909		1,909		1,909
自己株式の取得						△703	△703		△703
自己株式の処分			51	51		114	165		165
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								73	73
当期変動額合計	—	—	51	51	1,133	△588	595	73	668
当期末残高	1,564	558	455	1,014	3,184	△1,509	4,252	123	4,375

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する記載

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息及び配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「受取利息及び配当金」は0百万円であります。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「償却債権取立益」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	17百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表4. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社取締役会において決定したサクセッションプラン（後継者計画）に基づき2024年6月に代表取締役を2名体制としたことに伴い、当事業年度において、譲渡制限付株式報酬の費用処理期間について、前提となる支給対象取締役の見込み平均在任期間及び譲渡制限解除までの想定期間等について見直しを行うこととし、将来にわたり変更しております。

これにより、従来処理方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ360百万円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 59百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	496百万円
短期金銭債務	4百万円
長期金銭債務	65百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	3,317百万円
営業取引（支出分）	21百万円
営業外取引	4百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,641,124	841,260	201,920	2,280,464

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得837,400株及び単元未満株式の買取りによる増加3,860株であります。

2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分201,900株及び単元未満株式の売渡しによる減少20株であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	5百万円
退職給付引当金	3百万円
株式報酬費用	120百万円
賞与引当金	8百万円
関係会社株式評価損	1,335百万円
繰越欠損金	407百万円
その他	19百万円
繰延税金資産合計	1,901百万円
評価性引当額	1,883百万円
繰延税金資産合計	17百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）への影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	트레이ダーズ 証券㈱	(所有) 直接100.0	経営指導 役員の兼任 1名	関係会社 経営指導料 (注1)	1,028	未収収益	246
				配当の受取 (注2)	1,310	—	—
				グループ通算制度 に伴う納税額 (注3)	159	未収入金	155
				敷金の精算 (注4)	9	長期預り金	48
				資金の貸付	200	—	—
				貸付金の返済	200	—	—
				利息の受取	4	—	—
子会社	㈱FleGrowth	(所有) 直接100.0	経営指導 役員の兼任 3名	関係会社 経営指導料 (注1)	198	未収収益	47
				配当の受取 (注2)	780	—	—
				グループ通算制度 に伴う納税額 (注3)	14	未収入金	14
子会社	トレーダーズ FinTech1号 投資事業 有限責任組合	(出資割合) 直接99.0	出資	出資の引受 (注5)	242	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については当該役務提供に対する費用等を勘案して決定しております。
2. 受取配当金については、当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施したものであります。
3. グループ通算制度に伴う法人税等の子会社負担分を計上しております。
4. 当社およびグループ会社が入居しているオフィスの敷金について、使用面積に基づき按分計算した額を負担額としております。使用面積変更の場合は、負担額の再計算を行い敷金の追加受入又は払戻しを行っております。
5. キャピタルコール方式による出資の引受であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	金丸 貴行	(被所有) 直接 5.9	当社代表取締役 会長兼社長	借入金の返済	171	—	—
				利息の支払 (注1)	5	—	—
				金銭報酬債権の 現物出資 (注2)	121	—	—
役員及び その近親者	金丸 武嗣	(被所有) 直接 0.4	当社代表取締役 副社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注2)	31	—	—
役員及び その近親者	金丸 多賀	(被所有) 直接 3.8	当社代表取締役会長 兼社長 金丸貴行 の配偶者	借入金の返済	120	—	—
				利息の支払 (注1)	2	—	—
役員及び その近親者	新妻 正幸	(被所有) 直接 0.2	当社常務取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注2)	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸借の利率については、当社の信用リスク及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しております。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1 1. 収益認識に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 156円02銭

(2) 1株当たり当期純利益 69円11銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

連結注記表の「1 1. 重要な後発事象に関する注記 (ストックオプションとしての新株予約権の発行)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 4. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を定期賃貸借契約期間の4年9カ月と見積もっております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は41百万円であります。